東京都提案

令和８年 10 月 29 日

豪雨災害時等の帰宅困難者対策について（案）

東京都知事　　小池 百合子

九都県市ではこれまで、首都直下型地震帰宅困難者等対策協議会の「一斉帰宅抑制の基本方針」（平成 23 年 11 月 22 日）に基づき、首都直下型地震への備えとして、災害時帰宅支援ステーションへの協定締結や地震発生時の一斉帰宅抑制を呼びかけるリーフレットの作成・配布など、共同して帰宅困難者対策を実施してきた。

都においては、区市町村や民間一時滞在施設と連携した帰宅困難者対策訓練を毎年実施するとともに、令和７年４月より、帰宅困難者に対してリアルタイムに一時滞在施設などの情報を発信する「東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム（キタコンＤＸ）」の運用を開始するなど、様々な取組を進めている。

一方、近年は全国各地でこれまでに経験したことがないような豪雨などにより、帰宅困難者対策の重要性が高まっている。令和８年８月千葉豪雨においては、短時間の記録的大雨により交通機関が相次いで運休したため、多数の帰宅困難者が発生した。これを受け、県内では複数の一時滞在施設が順次開設され、3,800 人を超える帰宅困難者の受入れが行われた。また、９月８日にも、豪雨により名古屋駅周辺で帰宅困難者が発生したことを受け、駅周辺で退避施設が開設されたところである。

激甚化･頻発化する自然災害に伴い発生する帰宅困難者への対応は、我が国の総人口の約３割が集中する首都圏において喫緊の課題である。首都圏では通勤・通学のため都県境を越えて移動する住民も多いことから、一自治体だけでは十分な対応が困難である。このため、帰宅困難となるおそれがある場合には無理な帰宅をせず、安全な地域に留まることを促す九都県市連携による呼びかけや、広域的な避難施設の開設などについて検討を進め、被災地域への人や車両の流入を未然に防ぎ、被害の軽減を図る必要がある。

首都圏の住民が安心して住み、働くことができるよう、豪雨災害時等における帰宅困難者対策の広域連携について、九都県市首脳会議で

の検討会設置を提案する。

（取組の例）
・豪雨災害時等の帰宅困難者対策の連携推進についての検討（一時滞在施設の情報共有など）
・九都県市で連携した平時の取組の検討（合同キャンペーン、合同訓練など）